

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、将来、円滑に日常生活を送ることができるように支援する市町村に対して、岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付要綱において「岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金」とは、平成25年3月29日障第1190号岐阜県健康福祉部長通知「岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて交付される補助金とする。

(交付対象経費等)

第3条 実施要綱第5条及び第6条に定めるところとする。

(市町村における手続等)

第4条 岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業の対象児に係る市町村における交付申請、交付決定及び補助金の支払については、各市町村の定めるところによる。

(市町村から県への補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書及びその添付書類については、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の交付申請書を審査し、適当と認める場合は様式第2号により交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件等)

第7条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| 一 事業内容変更承認申請書 | 様式第3号 |
| 二 事業中止(廃止)承認申請書 | 様式第4号 |

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(補助金の変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第5号により変更交付申請を行うものとし、知事が定める日までに提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による変更交付申請書を審査し、適当と認める場合には、様式第6号により変更交付決定を行うものとする。

(実績報告及び額の確定)

第11条 市町村は、別に知事が定める日までに様式第7号に様式第8号の助成台帳を添付した事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事業実績報告書に基づき補助金の額を確定したときは、第9号様式により市町村に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第12条 知事は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助金事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付申請書

岐阜県知事 様

市町村長

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱（平成25年3月29日付障第1190号岐阜県健康福祉部長通知）第5条の規定により下記のとおり交付申請します。

記

1 申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 年度岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調（別紙1）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) その他参考となる書類

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金にかかる交付（不交付）決定通知書

市町村長 様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日規則第8号。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金に係る事業について、その内容を次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金に係る事業について、次の理由により、中止（廃止）したいので申請します。

中止（廃止）の理由

年 月 日

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金変更交付申請書

岐阜県知事 様

市町村長

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱（平成25年3月29日付障第1190号岐阜県健康福祉部長通知）第9条の規定により下記のとおり変更交付申請します。

記

1 申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 年度岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金所要額調（別紙1）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) その他参考となる書類

番 号
年 月 日

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金にかかる変更交付（不交付）決定通知書

市町村長 様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日規則第8号。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

変更交付決定額

円

年 月 日

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金にかかる事業実績報告書

岐阜県知事 様

市町村長

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱（平成25年3月29日付障第1190号岐阜県健康福祉部長通知）第11条の規定により下記のとおり事業実績を報告します。

記

- 1 年度岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金精算書（別紙2）
- 2 岐阜県難聴児補聴器購入費等助成台帳（様式第8号）
- 3 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 4 その他参考となる書類

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成台帳

市町村名

交付番号	第 号		
(フリガナ) 対象児童名			
生年月日	年 月 日生 (歳)		
住 所			
保護者氏名		続柄	
保護者住所			
補聴器の種類			
補聴器購入 (新規) 年月日	年 月 日購入		
補聴器購入 (更新) 年月日	年 月 日更新 (前回購入 年 月 日)		
補聴器修理 年月日	年 月 日修理		
補聴器購入・更 新・修繕費	円	自己負担額	円
公費負担額	円	県交付基準額	円

(注) 対象児童ごとに作成すること。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金にかかる額の確定通知

市町村長 様

岐阜県知事

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱（平成25年3月29日付障第1190号岐阜県健康福祉部長通知）第11条の規定により下記のとおり通知する。

記

確定額

円